

## 第2部 給与・人事 行政特集号



発行・町田市 編集・政策経営部広報課  
〒194-8520 東京都町田市森野2-2-22  
市役所の代表電話 042・722・3111  
市役所の窓口受付時間 午前8時30分～午後5時  
発行日・毎月3回1の日(1日、11日、21日)  
ホームページ <http://www.city.machida.tokyo.jp/>



# 2013年度 給与・人事行政の運営等の状況を公表します

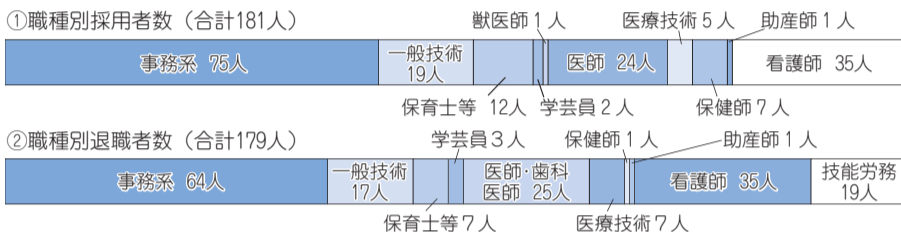
町田市の職員数、給与、勤務条件等の状況についてお知らせします。詳細は、町田市ホームページでご覧いただけます。

☎職員課 724・2199 FAX050・3085・4107

## 人事行政の運営等の状況

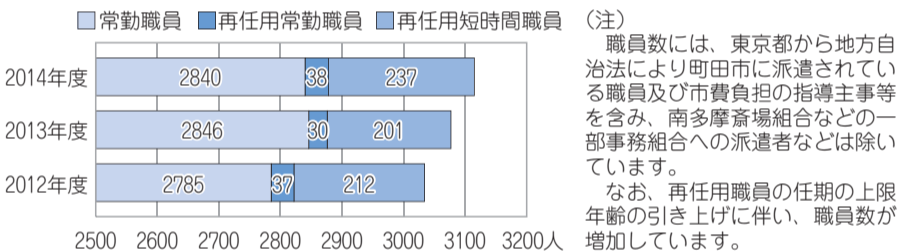
### 〈1〉 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 任免の状況 (2013年度における新規採用者数並びに職種別及び事由別退職者数)



(注)定年退職…60歳に達する日以後の最初の3月31日に退職/勤奨退職…一定の年齢及び勤続年数以上の者に希望を募る定年前の早期退職/普通退職…自己都合などによる退職

(2) 職員数に関する状況 (各年度4月1日現在)



### 〈2〉 人件費の状況 (2013年度普通会計決算)

住民基本台帳人口	歳出総額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考)2012年度の人件費率
42万6209人 (2014年3月31日現在)	1318億8714万円	41億7046万円	229億856万円	17.4%	16.2%

(注)人件費とは、一般職員に支給される給与と市長や議員など特別職の給料・報酬・手当などの経費の合計です。また、普通会計とは、一般会計と特別会計を基に全国統一基準で再構成した会計です。

### 〈3〉 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間・休憩時間の状況 (2014年4月1日現在)  
 職員の勤務時間については、条例等により次のように定められています。

勤務時間	勤務時間		休憩時間
	始業時刻	終業時刻	
1週間あたり 38時間45分	午前8時20分	午後5時5分	正午～午後1時の1時間

(2) 休暇制度の概要 (2014年4月1日現在)  
 職員に付与される年次休暇は、1年度につき20日となっています。年次休暇以外の休暇等については、次のようなものがあります。

種類	付与日数、期間等
公民権の行使	必要な時間
骨髄移植休暇	必要な日数
ボランティア休暇	1年度に5日まで
忌引	配偶者10日、父母・子7日、祖父母・兄弟姉妹3日、おじおば2日 等
結婚休暇	連続する7日以内 (週休日等を含む)
生理休暇	連続する2日の範囲内
母子保健健診休暇	妊娠23週までは4週に1回、妊娠24週から35週までは2週に1回、妊娠36週から出産までは1週に1回、産後1年以内は医師等が指示する回数
妊娠症状対応休暇	2回まで合計10日以内
産前産後の休養	産前産後を通じ16週間 (多胎妊娠の場合は24週間) の範囲内
出産介護休暇	2日 (出産前後3週間以内)
子どもの看護休暇	1年度に5日以内 (対象が2人以上の場合は10日以内) ※9歳に達した後、最初の3月31日まで
リフレッシュ休暇	勤続10年・20年は3日、30年は4日
人間ドック休暇	年1回、2日以内
夏季休暇	7月～9月の間で5日
介護休暇	介護休暇の初日から2年間に限り3回まで 通算180日
短期の介護休暇	1年度に5日以内 (対象が2人以上の場合は10日以内)
病欠休暇	疾病または負傷のため療養する必要がある、勤務をしないことがやむを得ないと認めるとき (90日の範囲内)

(3) 病欠休暇・介護休暇・育児休業の状況

病欠休暇	介護休暇	育児休業	
		女	男
136人	3人	157人	6人

### 〈4〉 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分は、公務の能率の維持並びに適正な運営の確保という観点から行われる処分、地方公務員法第28条に規定されているものです。また、懲戒処分は、職員の非違行為に対して、職場の秩序維持・回復することを目的として行われる処分、地方公務員法第29条に規定されているものです。

(1) 分限処分

種類	延べ件数	人数
免職	0件	0人
降任	0件	0人
病欠休職	151件	48人
刑事休職	0件	0人

(2) 懲戒処分

種類	延べ件数
免職	0件
停職	0件
減給	2件
戒告	2件

### 〈5〉 職員のサービスの状況

職員は、全体の奉仕者であり、職務専念義務を負うことから、任命権者の許可がある場合を除いて、営利を目的とする私企業等への従事は禁止されています。

種類	延べ件数
営利企業等の従事許可	156件

### 〈6〉 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の状況

常に市民のニーズを正確に捉える視点を持ち、専門的知識と人間性豊かな判断力・行動力をもって課題に取り組み、市民の納得・共感・信頼を得る行政のプロフェッショナルを育成するため、職員に対する研修を計画的に実施しています。

研修の種類	修了者数	備考
独自研修	延べ5502人	職層別研修・実務研修・専門研修等 自動体外式除細動器 (AED) 講習受講者
	うち334人	
派遣研修	延べ1337人	東京都町村職員研修所・東京都職員研修所・大学院等へ派遣

(2) 勤務評定の実施状況

職員の勤務評定は、条件付採用期間 (採用の日から6か月間) の職員が正式採用になるための判定、主任・係長・管理職選考等の可否の判定並びに昇給の判定などの際に、職務業績、職務遂行能力、職務態度等について実施しています。

種類	人数
条件付採用	179人
昇任	264人
勤務評価による昇給	446人

### 〈7〉 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の保健に関する事項

職員の健康の保持増進のため、健康診断やそのフォロー等のため、健康相談を実施しています。

①主な健康診断の実施状況

種類	人数
定期健康診断	3027人
大腸検診	1543人

②産業医による健康相談の実施状況

種類	延べ人数
健康診断フォロー	50人

(2) 公務災害及び通勤災害の認定件数

種類	延べ件数
公務災害	24件
通勤災害	12件

(3) 町田市職員互助会に関する事項

地方公務員法第42条の規定に基づき、市の条例により「町田市職員互助会」を設置し、職員の健康増進、その他厚生に関する事業を行っています。事業は、会員の会費 (給料月額0.5%) と市の交付金 (給料月額0.3%) で運営されています。

会員数	3117人 (2013年4月1日現在)
事業内容	給付事業 (慶弔費等)
	健康体育事業 (スポーツ大会等)
	文化教養事業 (文化祭等)
	福利厚生事業 (人間ドック利用補助等)

### 〈8〉 公平委員会の業務の状況

地方公務員法第7条第4項の規定に基づき、規約により市及び一部事務組合で共同して「東京都公平委員会」を設置し、職員の勤務条件に関する措置の要求や不利益処分の審査など、職員の権利利益の保護のため処分とは異なる第三者機関・中立機関として業務を行っています。

項目	延べ件数
勤務条件に関する措置の要求	0件
不利益処分についての不服申立て	0件
苦情処理	0件